

平成 2 9 年度

事 業 計 画 書 (案)

(第 1 5 年度)

自 平成 2 9 年 4 月 1 日

至 平成 3 0 年 3 月 3 1 日

ノースジャパン素材流通協同組合

I 事業計画の「基本方針」

平成29年度のわが国の経済は、不透明な世界情勢を抱えながらも、引き続き緩やかな景気回復基調が継続するものと見込まれている。

林業・木材産業については、昨年に今後5年間の森林・林業関係の国の施策の方向性を示す「森林・林業基本計画」が閣議決定されたところであり、本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、新たな木質建築部材の開発・普及や、従来木材が利用されてこなかった非住宅建築物の分野での木材利用の促進による新たな需要を創出するとともに、施業の集約化や路網整備に加え、主伐と再造林対策の強化等による原木の安定供給体制の構築を進め、林業・木材産業の成長産業化を図ることとされたところである。政策目標では、国産材の供給・利用の増加の数値目標として、2,400万 m^3 （平成26年度）を4,000万 m^3 （平成37年度）にすることをかかっている。

一方、東北地域では、複数の製材工場や集成材工場が新設されて稼働を始めおり、合板工場についてはそれぞれ新しい設備の導入により生産能力を一段と高めてきている。また、バイオマス発電所も本格的に発電を始めており、木質燃料の需要は非常に高まっている。

森林は、二酸化炭素を吸収し炭素を固定する「地球環境の保全」、動植物の生育・生息の場を提供する「生物多様性の保全」や「水源涵養」、「土砂災害防止」及び「木材等の生産」など、多面的な機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。その山の現場は多種多様であり、奥羽山系・北上山系をはじめとする東北地域はスギ、アカマツ、カラマツ、広葉樹と樹種的にも多様であり、A材からD材まで必ず生産される。これらの販売先を有利に確保することが山元還元の第一であると考え、N J 素流協は役職員一丸となって、組合員にとって必要なことを十分に把握し、組合員ファーストの組合として、以下の6つの事項に重点的に取り組む。

- 1 一社ではできない安定供給の実施
- 2 納入先に困っている木材の販売先の確保
- 3 短尺材のバイオマス素材への活用
- 4 地域の工場配置に見合った方策の確保
- 5 林業後継者の育成・確保
- 6 再造林の拡大に向けての取組み

II 事業計画

1. 共同販売等に関する事業

組合員が生産する素材及びシステム販売協定による木質系資源（素材）を、組合が委託を受けて需要先である合板工場や集成材工場ほかへ安定的に供給するもので、平成29年度は次のとおり共同販売する。

(1) 合板用、製材、集成材用素材

区 分	合板用素材	製材・集成材 用素材・その他	計
材 積	185,000 (m ³)	115,000 (m ³)	300,000 (m ³)

(2) バイオマス発電用素材

重 量	100,000 (t)
-----	-------------

2. 委託販売に関する事業

木質系資源の利活用の多様化に対応し、素材及び木質バイオマスを合理的、効率的に販売するため、東北森林管理局委託販売業務を行う。

また、その販売方法はインターネットを活用した入札販売方式による販売（ウェブ入札）を行う。

区 分	東北森林管理局委託販売
材 積	9,151 (m ³)

3. 低コスト再造林を促進する支援システムの取組み

林業関係団体と協力して、人工林資源確保に向けての基金創設と一貫作業などによる低コスト再造林を支援する仕組みづくりを行う。

4. 技術開発と技術指導、情報提供に関する事業

(1) 技術開発と定着化

人工林の森林資源サイクルの構築へ向けて次の事項を行う。

① 低コスト再造林の推進

ア. 再造林促進奨励事業

イ. 花粉症対策苗木への植替促進事業（林野庁委託事業）

ウ. 林業用除草剤施用による下刈作業の省力化、軽労化試験（森林総合研究所共同試験）

エ. バイオマス用早生樹更新試験

オ. 林業用種子（カラマツ）の確保協力

② 素材生産者と運送業者とのネットワーク構築へ向けた取組み

（運送業者の組織化と効率的運搬取組みの支援）

③ 海岸防災林等植栽貢献の実証

(2) 研修会等の実施

組合員の林業技術の向上と経営改善を目指して各種研修を行う。

- ① 経営・技術研修（林業講座の開講）
- ② 現地視察研修
- ③ 小径針葉樹、広葉樹材の有効利用研修
- ④ 森林作業道作設オペレーター研修
- ⑤ 技術向上自己研鑽研修
- ⑥ 林業講演会

(3) 技術指導

組合員の経営改善と社会的貢献への寄与に資するため、次の事項を行う。

- ① 合法木材・バイオマス材等の適正供給と供給事業者認定の推進
- ② N J 素流協「皆伐施業ガイドライン」の取組指導
- ③ 後継者の組織化と育成指導（林業講座開講、林業関係団体青年部との交流、全国規模研修会への参加、組合員後継者受入研修）
- ④ 安全作業励行の取組指導
- ⑤ 森林経営計画の樹立指導（個別）
- ⑥ いわて林業アカデミー研修生の受け入れ指導
- ⑦ 国等の補助事業活用へ向けた取組指導

(4) 情報提供等

組合員の経営改善、技術や知識の向上、労働安全の推進などに資するため、各種情報の提供を行う。

- ① 「N J 素流協ニュース」、「立木公売情報」の発行
- ② 地区別組合員会議における情報共有
- ③ 国や県等が行う研修会等の情報提供
- ④ 労働安全衛生に関する情報提供

5. 受託に関する事業

当組合の事業計画や組合員の事業展開に合致若しくは貢献すると思われる事項について、国や県、林業関係団体等からの助成や受託、共同による事業に取り組むこととする。

- (1) 需給情報共有化対策事業（日本木材総合情報センターとの共同実施）
- (2) 花粉症対策苗木への植替促進事業（林野庁委託事業）
- (3) 優良苗の安定供給と下刈省力化による一貫作業システム体系の開発研究（森林総研との共同研究）
- (4) その他 当組合の事業計画等に合致すると思われる事業

III 諸会議の開催

1. 第14回通常総会 平成29年5月23日（火）盛岡市にて開催する。
2. 理事会 共同事業の進捗状況を見据えて、四半期に1回程度開催する。
3. 地区別組合員会議 組合員に対する情報提供、要望収集を進めるため、地区別組合員会議を県北・県央・県南・県外地区 各1回開催する。